別記１

水稲担い手フレコン出荷体制整事業の事務取扱いについて

第１　事業の目的

水稲の担い手生産者の省力や生産のコスト削減を勧めるため、フレコン出荷への切り替えに必要な施設や機械の導入・整備を行う。

第２　事業の実施手続き

（１）事業実施主体は、地域農業再生協議会長（以下「協議会長」という。）が別に定める補助要綱に基づく交付申請書に、事業実施計画書（別記様式第１号）を添付して、協議会長に提出する。

（２）協議会長は、事業実施主体からアの事業実施計画の提出があったときは、事業実施主体が作成した事業計画について、必要な指導及び調整を行い、適当と認めたときは知事に提出する。

第３　実績報告

（１）本事業を実施した事業実施主体は、当該事業の実績について、事業を実施した年度の３月末までに、実績報告書（別記様式第１号）を協議会長に報告するものとする。

（２）協議会長は、事業実施主体から実績報告書の提出があったときは、事業実施主体が作成した実績報告について、必要な指導及び調整を行い、適当と認めたときは知事に提出する。

第４　状況報告

（１）事業実施主体は、事業が完了した年度の翌年度から３年間、経営状況報告書（別記様式第２号）を、毎年４月末までに協議会長に提出するものとする。

（２）協議会長は、事業実施主体から経営状況報告書の提出があったときは事業実施主体が作成した経営状況報告書について、必要に応じて確認・指導を行い、適当と認めたときは５月末までに知事に提出するものとする。

第５　事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和７年度から令和１１年度までとする。